

# 組合員の皆様へ

平成 31 年 4 月から国民健康保険料が変わります

医療保険料（前期高齢者納付金分）

平成 30 年度 1,500 円	⇒	平成 31 年度 1,600 円
---------------------	---	---------------------

後期高齢者支援金等保険料

平成 30 年度 3,800 円	⇒	平成 31 年度 4,000 円
---------------------	---	---------------------

介護保険料（40 歳以上 65 歳未満）

平成 30 年度 4,200 円	⇒	平成 31 年度 4,500 円
---------------------	---	---------------------

※応能割保険料・後期高齢者保険料：変更なし

平成 31 年 4 月  
三重県歯科医師国民健康保険組合  
TEL 059-227-6488

## 平成 31 年度保険料について

種 別		医療保険料			後期高齢者 支援金等 保険料	介護保険料 (第 2 号被 保険者)	後期高齢者 保険料
		平等割	前期高齢者 納付金分	応能割			
第 1 種組合員		8,000 円	1,600 円	前々年度の課 税総所得金額 の 1000 分の 20 の 12 分の 1 額	4,000 円	4,500 円	—
第 2 種 組合員	歯科医師	15,000 円	1,600 円	—	4,000 円	4,500 円	—
	歯科医師 以外	8,000 円	1,600 円	—	4,000 円	4,500 円	—
第 3 種組合員		—	—	—	—	—	5,000 円
家 族		5,000 円	1,600 円	—	4,000 円	4,500 円	—

※介護保険料は、40 歳以上 65 歳未満の方のみ

※課税総所得の下限 100 万円、上限 2,000 万円